

各 位



平成 27 年 5 月 19 日

会社名：スターティア株式会社

代表者名：代表取締役社長 兼 最高経営責任者 本郷 秀之

(コード番号 3393 東証第一部)

問合せ先：取締役 兼 常務執行役員

経営企画室長 後久 正明

(TEL：03-5339-2162)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月17日開催予定の当社第20期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の理由

- (1) 当社の英文商号を、平成27年2月21日に変更した新しいコーポレートロゴに使用している英文表記に統一するため、変更案第1条（商号）に記載のとおり変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第26条2（取締役の責任免除）及び第35条2（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、第26条2の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 第31条（常勤の監査役）は所要の文言等修正を行うものでございます。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 効力発生日

平成27年6月17日（当社第20期定時株主総会開催予定日）

以上

(別紙)

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、スターティア株式会社と称し、英文ではSTARIA INC.と表示する。	(商号) 第1条 当社は、スターティア株式会社と称し、英文ではStartia, Inc.と表示する。
第2条 (省略)	第2条 (現行のとおり)
第25条 (省略)	第25条 (現行のとおり)
(取締役の責任免除) 第26条 (省略)	(取締役の責任免除) 第26条 (現行のとおり)
第26条2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる</u> 。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第26条2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>業務執行取締役等ではない取締役</u> との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる</u> 。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第27条 (省略)	第27条 (現行のとおり)
第30条 (省略)	第30条 (現行のとおり)
(常勤の監査役) 第31条 監査役会はその決議により常勤の監査役を <u>選任</u> する。	(常勤の監査役) 第31条 監査役会はその決議により常勤の監査役を <u>選定</u> する。
第32条 (省略)	第32条 (現行のとおり)
第34条 (省略)	第34条 (現行のとおり)
(監査役の責任免除) 第35条 (省略)	(監査役の責任免除) 第35条 (現行のとおり)
第35条2 当社は、 <u>社外監査役</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	第35条2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、 <u>会社法第427条第1項の規定により</u> 、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
第36条 (省略)	第36条 (現行のとおり)
第42条 (省略)	第42条 (現行のとおり)

以上